

「体育学研究」論文審査要領

一般社団法人日本体育学会
「体育学研究」編集委員会

1. 「体育学研究」論文審査に関する申し合わせにおける第4条第2項に基づき、「論文審査要領」を以下のように定める。
2. 審査員は、「投稿規程」及び「投稿の手引き」に示された「投稿論文の種類」に応じて論文の審査を行い、審査結果（判定）をオンライン上で報告し、審査コメント（判定理由）をテキストあるいはファイルによってアップロードする。
3. 論文の審査対象
 - 1) 審査対象には論文の内容のほか、「体育学研究投稿規程」及び「体育学研究投稿の手引き」（日本体育学会ウェブサイト<http://taiiku-gakkai.or.jp/>参照）に記された“体裁の約束ごと”も含む。
 - 2) 英文抄録も審査の対象とする。ただし、英文抄録の和訳は審査対象としない。
4. 審査員による判定の基準は、A（掲載可）、B（修正再審査）、C（掲載不可）、D（審査困難）の4つとする。
 - 1) 判定Aは、誤字脱字等のケアレスミスがなく、そのまま掲載が可能な論文の場合である。
 - 2) 判定Bは、ケアレスミスも含めて内容の修正が必要な論文の場合である。
 - 3) 判定Cは、論文の内容に修正不可能な問題があり、掲載が不適切な論文の場合である。
 - 4) 判定Dは、何らかの理由で論文の審査が困難な場合である。この場合、審査員はできるだけ速やかに編集委員会に回答する。
5. 審査員は次の点に留意して審査を行う。
 - 1) 投稿規程に「論文の内容に関する責任は当該論文の著者が負う」とあるので、審査は論文内容の科学的妥当性を評価することを主な目的とし、審査員の考えを押しつけることがないように配慮する。また投稿者との見解の相違により審査が繰り返されることを避け、論文掲載後に、「論評」（注参照）を用いた「体育学研究」誌上での議論により、体育学の発展や「体育学研究」の質向上に寄与できることも念頭におく。
 - 2) 一般社団法人日本体育学会「研究倫理綱領」に則った研究であることを確認する必要があるが、所属機関の研究倫理委員会の承認を受けていないことだけを理由に「C：掲載不可」とはしない。判断が難しい場合には、編集事務局を通じて、日本体育学会研究倫理委員会に問い合わせることもできる。
 - 3) 審査員は、原則として、2回目以降の審査において、新たな事柄の指摘あるいは修正要求をすることはできない。ただし、投稿者による修正によって新たに生じた照会事項及び修正事項については、この限りではない。
 - 4) 判定に当たっては、例えば「条件つきA」などといった曖昧な判定を避ける。また、投稿者が指定した論文の種類に応じた観点から判定し、「原著論文としての投稿であるが、研究資料としてA」といった判定をしない。
 - 5) 照会事項、修正要求事項を明確にする。また、修正文案の例示は、できる限り避ける。
 - 6) 投稿者を侮辱するような表現の審査コメントは控える。審査コメントとして不適切な表現であると編集委員会が判断した場合は、編集委員会が該当部分を削除する権利を有する。

- 7) 審査員は、原則として、投稿論文の掲載可否が決定するまで、投稿者、他の審査員および編集委員と、審査に関わる連絡を取ることはできない。
6. 審査員が判定理由をファイルで作成する場合は、審査員名が特定できるファイル名にしない。
7. この論文審査要領は、編集委員会の決議により改正することができる。

(注) 「体育学研究」における「論評」とは、「体育学研究」に掲載された原著論文などに対する批判や質疑である。「論評」の対象となる論文の研究領域や研究内容についての十分な知識に基づいた論理的、科学的なものであることが必要である。

附則

1. この論文審査要領は、平成11年 4月 1日から施行する。
2. この論文審査要領は、平成20年 4月 1日から改正施行する。
3. この論文審査要領は、平成23年 6月11日から改正施行する。
4. この論文審査要領は、平成23年 8月27日から改正施行する。
5. この論文審査要領は、平成24年 4月 1日から改正施行する。
6. この論文審査要領は、平成24年11月 1日から改正施行する。
7. この論文審査要領は、2017年6月10日から改正施行する。
8. この論文審査要領は、2020年7月8日から改正施行する。